

尾花沢市国土強靱化地域計画【概要版】

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、国において「国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定（H25.12）

基本法に基づき、国土強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定（H26.5）

本市においても、今後想定される大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な国土づくり」に向け本計画を策定する。

策定にあたっては、国土強靱化に向け迅速かつ的確に取り組むため、国及び県の計画を参考にしながら、尾花沢市独自の地理的特性を勘案するとともに、尾花沢市独自の施策を検討し計画に盛り込んでいる。

2 計画の位置付け

- ・基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画
- ・尾花沢市における国土強靱化に係る本市の各種計画の指針となるもの

3 計画の期間

令和2年度から概ね5年間

II 基本的な考え方

1 国土強靱化の理念

大規模自然災害への備えについて、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進

2 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上で基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取組み姿勢…あらゆる側面からの検討、長期的視点、回復力等の強化
- (2) 適切な施策の組み合わせ…ハード・ソフト、自助・共助・公助、非常時・平時、国・県・市・市民、民間事業者・NPOなど関係者相互の連携
- (3) 効率的な施策の推進…施策の重点化、社会資本の有効活用、民間資金の活用、施設等の効率的かつ効果的な維持管理
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進…高い高齢化率、全国有数の豪雪地、再生可能エネルギーなど本市の特性に応じた取り組み
- (5) 国土全体の強靱化へ貢献…国土全体での代替性・補完性の確保、東京一極集中の是正、国県の取組みとの連携

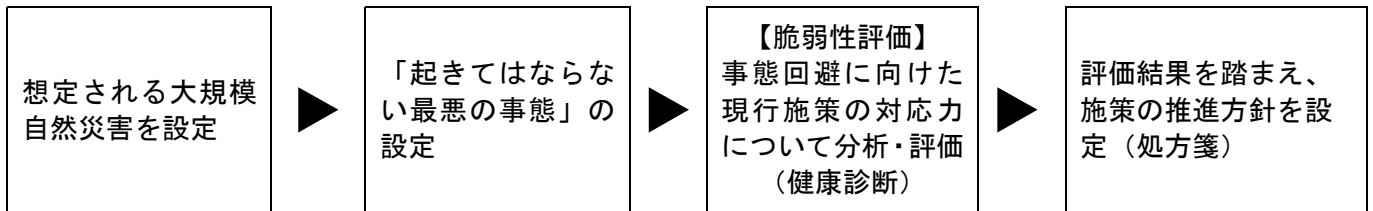
4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

- ・本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般
- ・首都直下地震など、広範囲かつ甚大な被害が想定される市外の自然災害 など

Ⅲ 脆弱性評価

- ・基本法及び基本計画を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法を参考に「脆弱性評価」を実施
- ・評価にあたって、基本計画で設定されている45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、大都市に特有の事象の除外や本市の地域特性に応じた事象の追加などを行い、32項目に整理
- ・「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向けた現行施策の対応力や課題等を分析・評価

○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



Ⅳ 強靱化に向けた施策推進方針

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策を整理するとともに、11の施策分野に分類して施策推進方針を取りまとめる。

施策分野	主な施策推進方針
(1) 行政機能（消防含む）	・災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進 ・避難場所の指定 ・消防本部の災害対応能力の向上 ・緊急車両等に供給する燃料の確保
(2) 危機管理	・避難勧告等の発令基準の見直し ・自主防災組織の育成
(3) 建築住宅	・住宅・建築物の耐震化の促進 ・空き家対策
(4) 交通基盤	・道路の防雪施設の整備 ・「道の駅」の防災拠点化
(5) 国土保全	・治水対策の推進 ・農地・農業用施設の保全管理の推進 ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備
(6) 保健医療・福祉	・災害時の要援護者支援 ・防疫対策の推進
(7) ライフライン・情報通信	・水道施設等の耐震化等の推進 ・下水道のBCP策定等
(8) 産業経済	・企業のBCPの策定促進 ・再生可能エネルギーの導入拡大
(9) 農林水産	・災害時における生鮮食料品の安定供給 ・食料生産基盤の整備
(10) 環境	・大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備 ・ごみ処理施設整備計画の策定
(11) リスクコミュニケーション	・防災教育及び防災訓練の充実 ・復旧復興を担う人材の育成

Ⅴ 計画の推進

- ・個別施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルを実施
- ・基本計画との整合性を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢の変化等を考慮して見直し
- ・国土強靱化に係る市の他の計画を見直す際は、必要に応じ本計画を基本として計画内容の修正等を実施